

弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第 33 回

手形小切手について(4)

今回は、小切手の基本について説明します。

小切手の役割

小切手は法定の必要事項を記載し(通常は「統一小切手用紙」が使われる)、振出人がその取引銀行(支払銀行)に対して自分の当座預金口座から支払ってくれるように依頼するものです。小切手所持者は、これを支払銀行に提示すれば、記載された金額(小切手金額)を支払ってもらえることになります。

支払の用具という点では、手形も小切手も同一ですが、手形が主として満期までの信用を利用することが目的であるのに対し、小切手はもっぱら支払の手段、すなわち、現金代用物である点で異なります。多額の現金

を持ち運ぶのは大変でも、小切手であれば、1枚の紙切れで済むということです。
ご存知の方も多いと思いますが、次のようなものです。



支払について

小切手の支払については、いくつかの決まりがあります。支払呈示期間

小切手の所持人が支払銀行から支払を受けるためには、振出日から10日以内(振出日自身は1日と数えません。その翌日が1日目です)に支払銀行に提示しなければなりません。その最終日が休日の場合は、次の営業

日まで延期されます。

呈示場所

小切手の呈示場所は、同小切手に記載されている支払銀行の支店ですが、実務上は、小切手の所持人が自分の取引銀行に持ち込む(取立を依頼すること)になります。その場合には、自分の取引銀行が手形交換所に同小切手を持ち込むのがその翌日になるので、同小切手の支払銀行への呈示も翌日ということになります。従って、最終日の前営業日までに自分の取引銀行に持ち込んでおく必要があります。ギリギリまで待たずに、余裕を持って銀行に持参することをお勧めします。

線引小切手

小切手の左上などに、2本の平行線が引かれている小切手で

す。その平行線の中には「銀行渡り」とか「BANK」が記載されていることが多いです。その場合には、支払銀行は、銀行か自己の取引先に対してしか支払をすることができません。これは、盗難などにより悪意

の取得者に支払われるのを防ぎ、誰が小切手の支払を受けたかが分かるようにしたものです。

先日付小切手

実際の振出日より先の日付を記載して振り出す小切手を「先日付小切手」といいます。

今は小切手金額を支払う資金はないが、今より先になれば資金が用意できる場合に、先日付までは銀行に呈示しないという約束で振り出す小切手のことです。注意しなければならぬのは、このような約束をしていても、手形所持人が同小切手を先日付前に支払銀行に呈示した場合、振出人は小切手金額を支払わなければならないということ、従って、支払えなければ資金不足で、不渡となってしまうということです。

ですから、先日付小切手を振り出す場合には、受取人は信頼できる人(会社)に限定すること、また、日付前に呈示せず、第三者にも譲渡しないという約束を受取人との間でしっかりとしておく必要があります。

お気軽にご相談ください

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

◆相談料：30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属
中四国最大級！機動力と総合力で企業トラブルを解決！